

宇治市地域コミュニティ再編計画の行動計画

第1期アクションプラン

＜令和8年度～令和11年度＞

令和8年3月

宇治市

1. 地域コミュニティの将来像

社会的背景に
合わせた
町内会・自治会活動

地域による
自主的な取組や
集会所の運営

人口規模に
応じた
集会所の
適正配置



町内会・自治会



集会所

地域活動団体と
連携した
課題解決の取組

地域活動団体等
による
集会所の新たな活用



地域活動団体

2. 第1期アクションプランの位置付けと計画期間

(1) 第1期アクションプランの位置付け

第1期アクションプラン（以下、「本プラン」という。）は、2019年（平成31年）3月に策定した宇治市地域コミュニティ再編計画（以下、「再編計画」という。）に掲げる、「地域コミュニティの活性化」「地域による主体的な集会所運営」「集会所の適正配置」の3つの目標を達成するため、現状での実績や課題を踏まえて、具体的に取組を推進していくための行動計画です。

目標1

地域コミュニティの活性化

市民主体によるまちづくりを推進するため、未来の視点を生かした具体的な支援施策を実施するとともに、地域が必要としている支援を実施します。

目標2

地域による主体的な集会所運営

市民の自主的で活発なコミュニティ活動を促進し、それぞれの地域が主体性を発揮できるよう、地域団体への無償譲渡により、地域の実情に応じた、主体的な集会所運営を支援します。

目標3

集会所の適正配置

総合管理計画に基づき、2046年度（令和28年度）までに、廃止や複合化、地域団体への無償譲渡などにより集会所の総延床面積の20%を削減します。

(2) 本プランの計画期間及び体系

本プランの目標年次は、宇治市第6次総合計画第2期中期計画とあわせて2029年度（令和11年度）とし、計画期間を2026年度（令和8年度）から2029年度（令和11年度）までの4年間とします。

また、第2期及び第3期アクションプランについても、総合計画中期計画期間と合わせて策定することとし、本プランの推進にあたっては、2022年（令和4年）4月に策定された宇治市公共施設アセットマネジメント推進計画との整合を図るものとしします。

計画の体系



※令和16年度以降は、総合計画中期計画の期間にあわせてアクションプランの期間を設定する

3. 再編計画策定からこれまでの取組

(1) 地域活動促進支援による地域コミュニティの活性化

再編計画の目標である「地域コミュニティの活性化」に向け、町内会・自治会、大学、地域団体等と連携し、主体的なコミュニティ活動を促進してきました。

主な取組は以下のとおりです。

地域コミュニティ 活性化事業

地域コミュニティ活性化や地域課題の解決に向けて、町内会・自治会と団体が連携した取組を支援

まちの縁がわ 促進事業

集会所と公園の一体活用により、新たな縁やつながりづくりを目指したモデル事業を展開

まちのリビング 創出促進事業

人の交流、まちの活性化、環境整備等、様々なアプローチによる施策を推進

地域活動サポートデイ

活動に関する個別相談会のほか、活動団体同士の交流会や活動に役立つ講座などの企画を実施

市民協働ポータルサイト

Kitchen～つながる・ひろがる・うじ～

地域団体が主体となった活動や、市民協働に関する宇治市の取組等の広報に特化したポータルサイトを開設

(2) 地域コミュニティ活性化に向けた意見交換会

再編計画の目標達成に向け、宇治市では令和元年度から集会所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を組織している町内会・自治会を中心に、地域コミュニティ活性化に向けた意見交換会（以下「意見交換会」という。）を実施しています。

意見交換会において、再編計画の内容を伝え、地域コミュニティの活性化に向けた取組や集会所の無償譲渡及び廃止についての協議を行っています。

令和元年度から6年度までに134団体（実数）と、意見交換会を実施済みです。

意見交換会の中で地域住民から出された代表的な意見

補助金などを活用して
コミュニティ活性化の
取組を開始した。
これからも地域住民の
つながりを深めたい。



集会所無償譲渡を受ける
ことに興味はあるが
財政負担などの不安が
大きい

町内会・自治会加入者の
減少に伴い、集会所運営
委員会役員や集会所管理
者の選定が困難になって
いる

(3) 集会所の無償譲渡及び廃止

再編計画の目標である「地域による主体的な集会所運営」及び「集会所の適正配置」を達成するため、運営委員会との意見交換会を行った上で、地域の意向を踏まえた集会所の無償譲渡や、地域に理解を得た上での集会所廃止を進めてきました。

再編計画策定から令和8年1月までに以下のとおり、5集会所の無償譲渡及び廃止を行い、延床面積456.70㎡（全体の4.1%）を削減しました。

| 区分 | 集会所数 | 延床面積 |
|-----------------------------------|------|---------|
| 無償譲渡 | 1箇所 | 49.68㎡ |
| 代替 (民間集会所の新設とあわせた 公立集会所の廃止) | 1箇所 | 206.28㎡ |
| 廃止 | 3箇所 | 200.74㎡ |

4. これまでの取組から見えてきた課題

(1) 地域コミュニティの活性化

- 町内会・自治会単独での取組だけでなく、地域における様々な主体と相互に連携・協働する取組が、市内全域に広がっていない

(2) 地域による主体的な集会所運営

- 主体的な集会所運営にあたり、様々な支援策を拡充してきているが、市民の方々に広く知られていない状況もある
- 宇治市のホームページへの集会所の間取りの掲載や市政だよりでの広報など取り組んでいるものの、公立集会所は周辺地域の方のみが使用できると認識されている方も多い
- 鍵の管理や利用申込の受付といった公立集会所の管理者職務を負担に感じられている地域もある

(3) 集会所の適正配置

- 町内会・自治会と議論を重ねながら調整を進めてきたが、町内会・自治会の役員を1年毎に交代されている町内会・自治会にとっては、意思決定がしづらい

5. 第1期アクションプランの行動内容

(1)

地域課題解決に向け、
町内会・自治会と
地域活動団体を支援

(2)

集会所の利用促進

- ①情報発信の強化
- ②集会所と公園の一体的活用等
- ③電子予約システムの導入等

(3)

意見交換会の実施と
町内会・自治会への
集会所無償譲渡

(4)

地域に根差した
団体への
集会所譲渡を検討

(5)

新たな拠点・施設
整備に伴う
集会所の機能集約

(6)

1年以上管理者が
不在の集会所を
他の施設に機能移転

(7)

管理者負担軽減
の上で管理者報酬
のあり方を検討

(8)

集会所毎の方向性
(存続・譲渡・再配置)
を決定

(9)

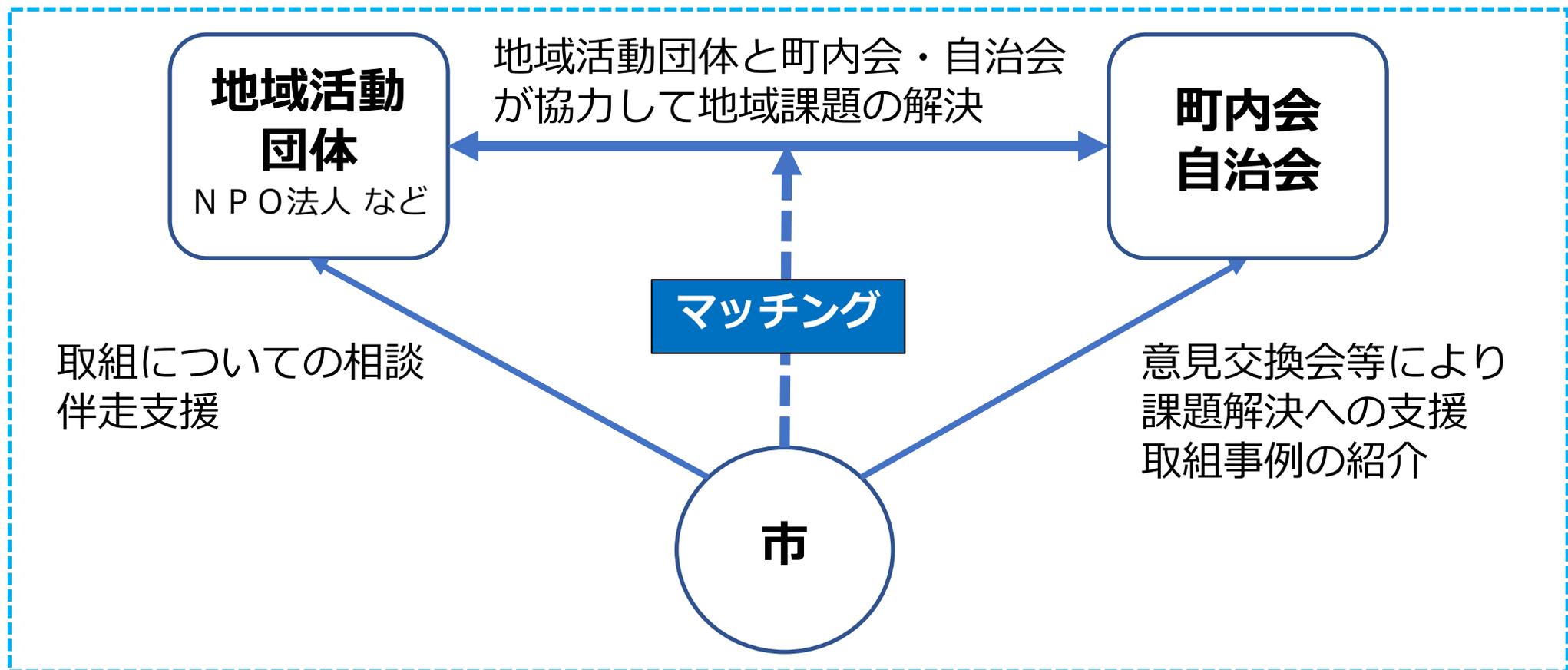
集会所の
大規模改修計画
を策定

(1) 地域課題解決に向け、町内会・自治会と地域活動団体を支援①

社会的な背景により、個人の意識が変容する中で、多くの町内会・自治会は、未加入・脱会、役員の成り手不足等の問題を抱えています。

そのような状況の中での地域課題解決に向けて、町内会・自治会単独の取組だけでなく、地域活動団体と連携した課題解決の取組を推進するため、町内会・自治会への支援に加え、地域活動団体への支援や、団体と町内会・自治会とのマッチングを行います。

町内会・自治会と地域活動団体が連携した地域課題解決のイメージ



(1) 地域課題解決に向け、町内会・自治会と地域活動団体を支援②

地域活動団体への支援、団体と町内会・自治会とのマッチングの一例



町内会・自治会と
団体が連携した
防災訓練の取組



地域活動団体による
フリースペースを
利用した交流イベント

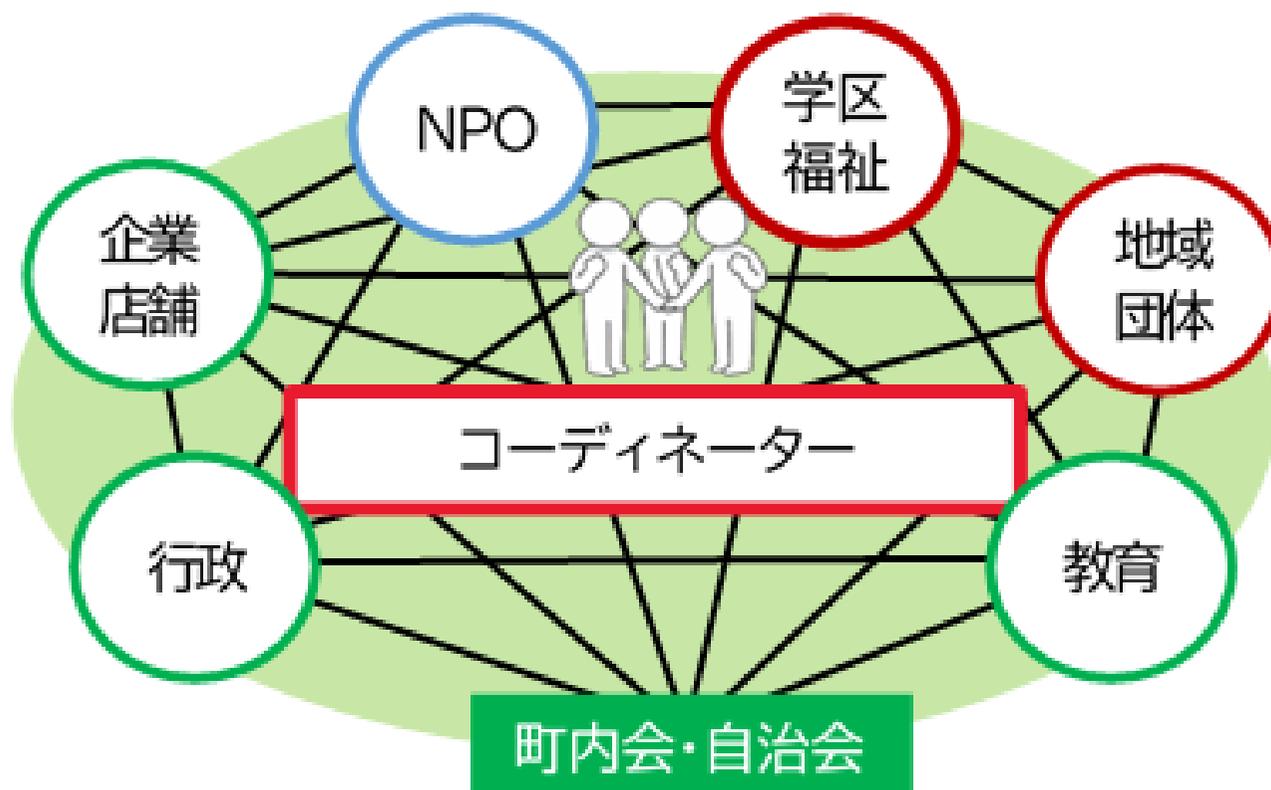


地域活動団体の
活動報告を兼ねた
交流会

(1) 地域課題解決に向け、町内会・自治会と地域活動団体を支援③

将来的には、地域の人・地域活動団体などの取組の相談や伴走支援を行う「市民協働コーディネーター」を育成し、町内会・自治会とNPO法人等のマッチングを行う役割を地域が主体的に行える仕組みを構築します。

町内会・自治会と地域活動団体が連携した地域課題解決のイメージ



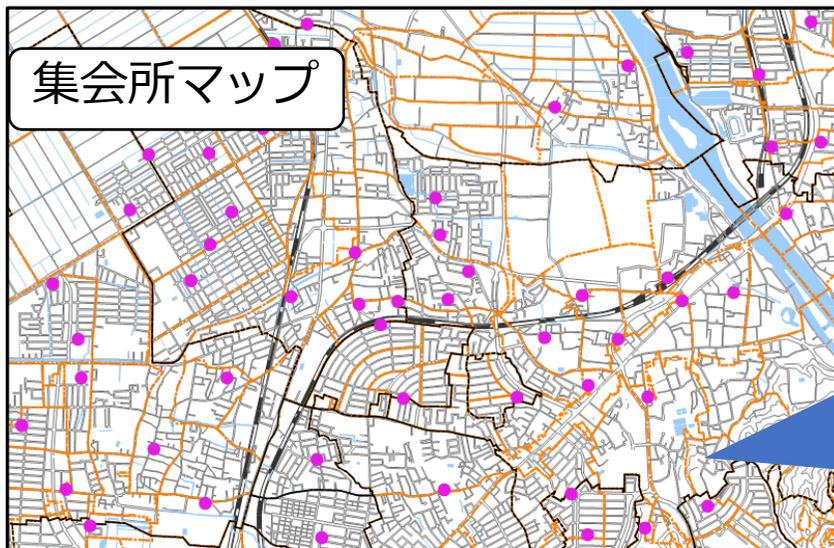
(2) 集会所の利用促進

① 情報発信の強化

集会所によって稼働率の差は大きく、稼働率が極端に低い集会所もあります。一方で、集会所は市民であれば誰でも利用できる公共施設であることが市民の方々に十分に伝わっておらず、近隣住民グループやサークルによる集会所の利用が十分に行われていないという課題があります。

課題解決に向け、ホームページに全集会所個別の案内サイトを掲載することや位置図、案内チラシを作成する等の情報発信を行います。

ホームページでの集会所個別案内サイトのイメージ

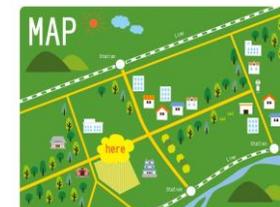


○○集会所の詳細

集会所写真



位置図



間取り



②集会所と公園の一体的活用等 新たな集会所の活用

新たな集会所活用の事例



集会所と公園を
一体的に活用した
ワークショップ

大学生が主催の
居場所づくり
イベント



市主催の
健康体操を
集会所で実施

③電子予約システムの導入等による幅広い世代にとっての利便性強化

電子予約システムのイメージ

1. 予約

2. 利用時

3. 利用後

利用者

集会所管理者

宇治市〇〇集会所

予約システム

| | 7月1日 (金) | 7月2日 (土) | 7月3日 (日) | ... |
|---------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 8時～13時 | ○ | 予約済 | ○ | ... |
| 13時～18時 | ○ | 予約済 | 予約済 | ... |
| 18時～22時 | 予約済 | ○ | 予約済 | ... |

①予約申請

利用者・利用人数・利用目的など

②集会所管理者に通知 (自動メール)

③確認後、利用者に承認通知

7月3日 (日)

8時～13時の利用を承認します

- ・ 鍵の開け方 . . .
- ・ 実費負担金 500円
- ・ 振込先 〇〇集会所運営委員会
- ・ 利用後の注意 . . .
- ・ 利用後、下記URLから報告を

<https://www.houkoku...>

宇治市〇〇集会所



専用サイトから利用報告
(googleフォーム等を活用)

宇治市〇〇集会所
利用報告

7月3日 (日) 8時～13時

- 施錠の確認
- 部屋の清掃
- 電気・ガスの確認
- ...

報告事項

送信

(3) 意見交換会の実施と町内会・自治会への集会所無償譲渡

地域コミュニティの活性化及び地域による主体的な集会所運営に向けた町内会・自治会や集会所運営委員会との意見交換会について、引き続き未実施の団体を中心に開催し、再編計画の周知や地域の課題解決に向けた提案を行います。

その中で、集会所無償譲渡の検討が可能な町内会・自治会に対しては、その地域の実情に応じた集会所運営が行えるよう、地域との対話を踏まえた具体的な提案や、財政的な支援（集会所地域移行支援補助金・民間集会所支援補助金等）を行います。

意見交換会募集チラシ

町内会・自治会
集会所運営委員会
×
宇治市
意見交換会

申込
受付中

開催希望日の
概ね1か月前までに
ご連絡ください。

定例会議などにあわせて、宇治市職員が伺います。
夜間でも土日でも構いません。

町内会・自治会
のお悩みを
お聞かせください。

宇治市への
ご質問に
お答えします。
ゴミ問題・防災・防災
補助金のことなど

これからの集会所
運営について
ご意見を伺います。

お申込は
こちらへ

宇治市市民協働推進課 地域活動支援係
電話：0774-20-8721
メール：community@city.uji.kyoto.jp

令和2年度に無償譲渡を行った西浦東集会所

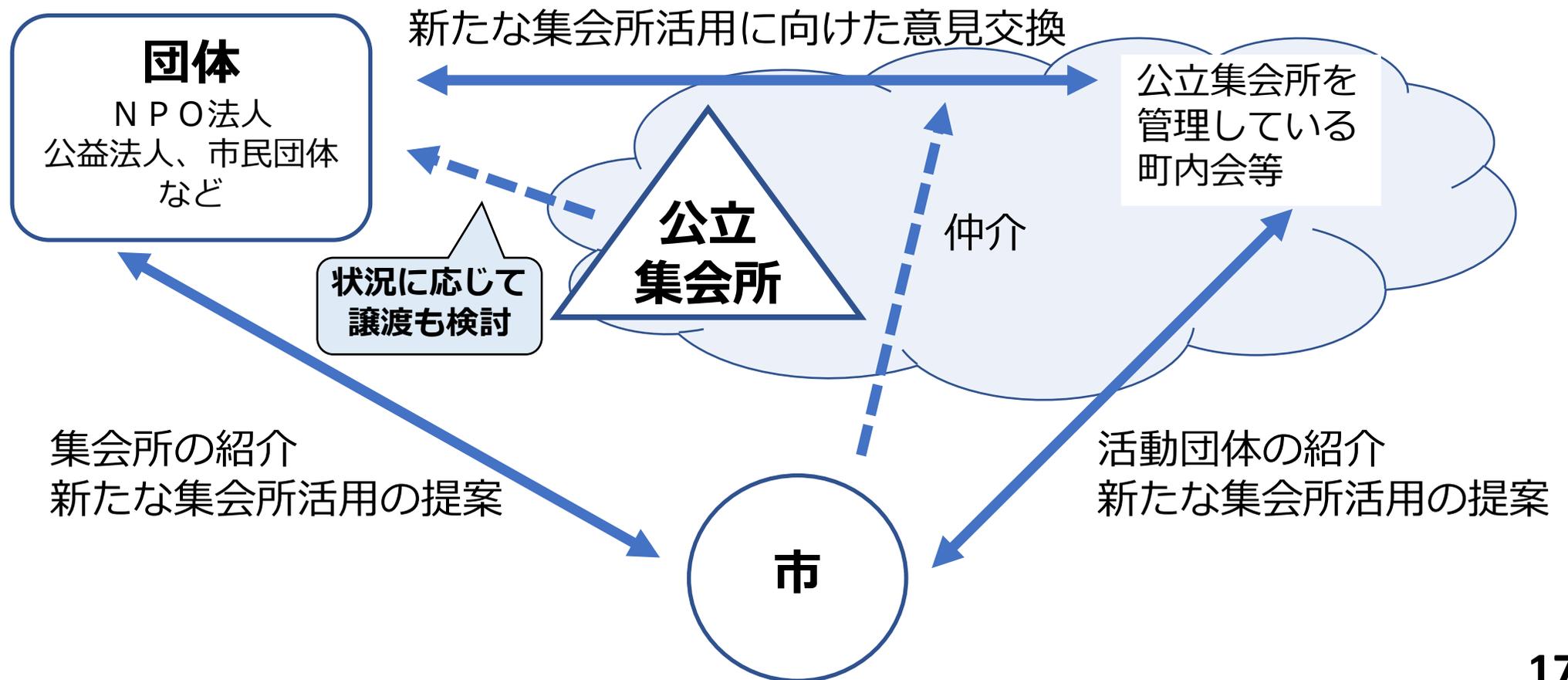


集会所地域移行支援補助金
を利用して、
プロジェクター・
電動オーニング等を設置

(4) 地域に根差した団体への集会所譲渡を検討

新たな視点で集会所の有効活用を行うため、NPO法人などの、地域で活動している団体等への集会所譲渡を含めた集会所活用施策を検討します。

民間団体への公立集会所譲渡イメージ



(5) 新たな拠点・施設整備に伴う集会所の機能集約

中宇治地域市民協働推進拠点等の新たに集会機能を備えた拠点・施設を整備した際には、近隣集会所の集会機能を新たな拠点に集約します。なお、集約する集会所については、当該集会所の利用状況や、地理的な要因等により判断することとします。

新たな拠点設立後のイメージ

新たな拠点設立前



新たな拠点設立後



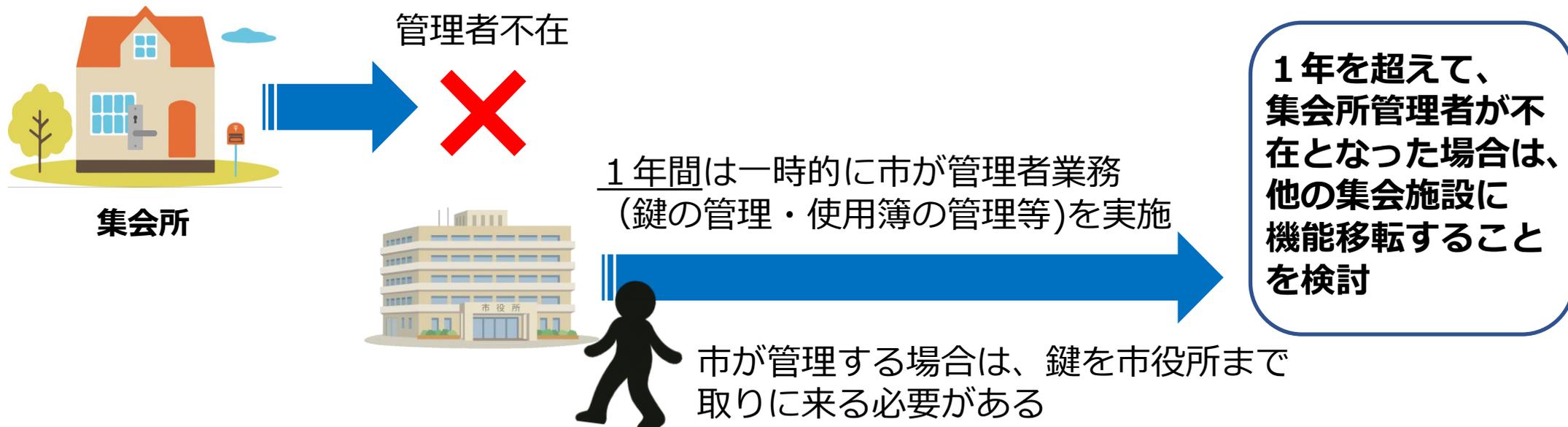
利用状況や地理的な要因等により判断し機能集約を行う

(6) 1年以上管理者が不在の集会所を他の施設に機能移転

運営委員会により集会所管理者が推薦できずに不在となった場合については、不在となってから1年の間は一時的に市が集会所管理者業務を実施しているケースもありますが、1年を超えて集会所管理者が不在となった集会所については、他の集会施設に機能移転することを検討します。

当該集会所については、売却や他の活用方法も検討します。

集会所管理者が不在となった場合のイメージ



集会所は条例により「地域の市民等で組織された運営委員会と市が協働して運営・管理を行う」ものと定めており、日常的な運営及び管理などは運営委員会及び運営委員会の推薦に基づき市長が委嘱した集会所管理者により担うこととしています。

(7) 管理者負担軽減の上で管理者報酬のあり方を検討

電子予約システムやスマートキーの普及等により、集会所管理者職務の負担軽減を図った上で、業務内容を踏まえて管理者報酬のあり方を検討します。

電子予約システム導入による集会所予約管理のイメージ

現状

管理者宅にて
鍵の貸出

利用者は直接
管理者に申込

将来像

スマートフォン
で予約

管理者が
オンラインで
利用許可

暗証番号を
入力して解錠

参考：集会所管理者の職務

- ① 鍵の管理
- ② 利用申込の受付及び利用者への指導
- ③ 利用簿の管理
- ④ その他集会所に関する市との連絡調整等

(8) 集会所毎の方向性（存続・譲渡・再配置）を決定

集会所利用促進を実施した後の稼働率や近隣の集会機能代替施設の有無を考慮し、全集会所について、アセットマネジメントの観点もあわせて再編に向けた存続・譲渡・再配置（集約・廃止等）の個別の方向性を決定し、考え方を公表します。

存続・譲渡・再配置を示した集会所方向性区分のイメージ



| 状況 | 方針 |
|--------------------|--|
| 集会所譲渡を受けられる団体がある | 地域団体等との協議を行った上で、補助金等で支援を行いつつ、譲渡する |
| 集会所が十分に稼働し機能移転が困難 | 再配置の対象としない |
| 集会所が十分に稼働し機能移転が可能 | ただちに再配置の対象としないが、機能移転の調整や老朽度の状況により、集会所再配置の検討を行う |
| 集会所の稼働が不十分で機能移転が困難 | ただちに再配置の対象としないが、周辺施設との機能移転調整の状況により、再配置の対象とする |
| 集会所の稼働が不十分で機能移転が可能 | 再配置の対象とし、再配置に向けて地域との協議を進める |

(9) 集会所の大規模改修計画を策定

全集会所の再編に向けた存続・譲渡・再配置の方向性を決定した後に、存続と決定した集会所については、当該集会所の主体構造や築年数を踏まえて大規模改修計画を策定します。



6. 第1期アクションプランの目標

(1) 地域コミュニティ活性化に向けた町内会・自治会との意見交換会の実施回数

| 年度 | R 8年1月末までの実績 | R11年度までの目標 |
|---------|--------------|------------|
| 実施済み団体数 | 150 | 259 |

集会所を管理している町内会・自治会数

(2) 集会所利用促進による集会所稼働率の上昇

令和9年度までに、全ての集会所の利用率を上昇させ、週1回以上の利用が行われることを目標に利用促進策を講じます。

令和9年度時点の稼働率等を考慮した上で、全集会所について再編に向け存続・譲渡・再配置の個別の方向性を決定します。

7. 第1期アクションプランに関する年度別の行程①

| | R 8年度 | R 9年度 | R 10年度 | R 11年度 |
|------------------------|--|--|-------------------------|--------|
| (1) 町内会・自治会と地域活動団体を支援 | 町内会・自治会への支援、地域活動団体への支援、団体と町内会・自治会とのマッチング、市民協働コーディネーターの育成 | | | |
| (2) 集会所の利用促進 | HPでの情報発信の強化、集会所マップ・チラシの作成等 | | 情報発信の拡大・改善 | |
| | 地域で活動する団体等と連携した新たな集会所活用の拡大 | | | |
| | 電子予約システム導入のモデル実施 | | モデル実施の結果を踏まえ電子予約システムを拡大 | |
| (3) 地域団体への集会所の無償譲渡 | 希望する地域団体については、地域等との協議の上で無償譲渡を進める | | | |
| (4) 地域に根差した団体への集会所譲渡検討 | 団体への譲渡等に向けた実施要領策定 | 実施要領に沿い、地域等との協議の上で地域に根差した団体への譲渡を含めた集会所の新たな有効活用を進める | | |

7. 第1期アクションプランに関する年度別の行程②

| | R 8 年度 | R 9 年度 | R 1 0 年度 | R 1 1 年度 |
|---------------------------------|---|--------|----------------------------------|----------|
| (5) 新たな拠点・施設整備に伴う近隣集会所の集約 | 対象となる集会所の運営委員会等との意見交換を実施の上、集会所機能の集約を進める | | | |
| (6) 集会所管理者が不在による集会所機能移転 | 集会所管理者が1年以上不在となり、かつ代替施設が見込まれる集会所は、地域説明を行った上で他の施設に集会所機能を集約 | | | |
| (7) 管理者報酬のあり方を検討 | 電子予約システム導入のモデル実施により管理者負担軽減の検証 ((2) と共通) | | 方針決定 管理者説明 | 新制度移行 |
| (8) 集会所別の方向性 (存続・譲渡・再配置) を決定 | 各集会所の状況を整理 | | 稼働率や老朽度等から再編に向けた存続・譲渡・再配置の考え方を公表 | |
| (9) 集会所に関する大規模改修計画を策定 | 各集会所の状況を整理 | | | 計画策定 |

8. 今後の展開について

(1) 地域コミュニティの活性化

- 地域が抱える課題に対し、地域と協力しながら課題解決に繋げていくため、地域活動団体の取組相談や伴走支援を行う
- 補助施策を活用される町内会・自治会、NPOなど地域活動団体のマッチングを行い、地域のつながりを強化する

(2) 地域による主体的な集会所運営

- 町内会・自治会との意見交換会を積極的に実施するなど、様々な支援策や先行事例について広く周知する
- さらなる情報発信や地域活動団体と連携した取組など、様々な取組を通じて集会所の利用促進を図る
- 新たな管理運営方法として、デジタル技術を活用したオンライン予約を検討するなど、集会所管理者の負担軽減を図る

(3) 集会所の適正配置

- 新たな取組内容を目に見える形で分かりやすく具体的に示し、集会所の積極的な利用促進に取り組みつつ、それでも利用に繋がらない集会所は、地域団体への無償譲渡や集約化を行うなど地域の実情に応じた再編を進める